

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月1日

【会社名】 三菱倉庫株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Logistics Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 藤 倉 正 夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目19番1号

【電話番号】 東京03(3278)6611

【事務連絡者氏名】 総務部文書課長 前 田 義 美

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目19番1号

【電話番号】 東京03(3278)6611

【事務連絡者氏名】 総務部文書課長 前 田 義 美

【縦覧に供する場所】 三菱倉庫株式会社 横浜支店
(横浜市神奈川区金港町1番地7 横浜ダイヤビルディング)
三菱倉庫株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区新栄町一丁目1番地 明治安田生命名古屋ビル)
三菱倉庫株式会社 大阪支店
(大阪市福島区野田六丁目5番20号 大阪ダイヤビルディング)
三菱倉庫株式会社 神戸支店
(神戸市中央区東川崎町一丁目7番4号
ハーバーランドダイヤニッセイビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月29日開催の第219回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭とする。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 41円

総額 3,329,560,759円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

自家保険積立金 200,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 取締役会の監督機能の強化及び経営と執行の分離の推進を目的として、現行定款のうち、取締役及び執行役員に関する規定並びにその他関連する規定につき、文言の修正・削除、条文の新設及び条数の繰り下げを行う。

2. 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行(2022年9月1日)に伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第15条を変更するとともに、効力発生日等に関する附則を設ける。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役として、藤倉正夫、若林 仁、斉藤 康、木村伸児、若林辰雄、北沢利文、内藤忠顕、庄司哲也、木村和子、中島立志、山尾 聡、木村宗徳及び斉藤秀親を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案 剰余金の処分の件	740,631個	116個	15個	99.95%	可決
第2号議案 定款一部変更の件	740,530個	217個	15個	99.93%	可決
第3号議案 取締役13名選任の件					
藤倉正夫	591,895個	148,845個	15個	79.88%	可決
若林 仁	735,850個	4,892個	15個	99.30%	可決
斉藤 康	735,895個	4,847個	15個	99.31%	可決
木村伸児	735,853個	4,889個	15個	99.30%	可決
若林辰雄	692,488個	48,252個	15個	93.45%	可決
北沢利文	731,249個	9,491個	15個	98.68%	可決
内藤忠顕	729,848個	10,892個	15個	98.49%	可決
庄司哲也	735,018個	5,722個	15個	99.19%	可決
木村和子	733,981個	6,759個	15個	99.05%	可決
中島立志	735,898個	4,844個	15個	99.31%	可決
山尾 聡	735,837個	4,905個	15個	99.30%	可決
木村宗徳	735,069個	5,673個	15個	99.20%	可決
斉藤秀親	734,404個	6,338個	15個	99.11%	可決

(注) 1 各議案の可決要件は次のとおりである。

- (1) 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - (2) 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - (3) 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- 2 賛成比率は当該株主総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分)に対する割合である。
- 3 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数は808,241個である。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを集計した結果、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法に則って決議が成立したため、当日出席株主の議決権の数の一部を集計しておりません。